

## 随意契約理由書

|  |                              |
|--|------------------------------|
| 件名   | 西区新庁舎周辺道路整備工事その1             |
| 契約の相手方   | 株式会社 近藤建工                    |
| 根拠法令   | 地方自治法施工令第167条の2第1項第8号に該当     |
| 随意契約の理由<br><p>西区新庁舎周辺道路整備工事その1は、令和3年2月19日に制限付一般競争入札に付したが、落札者がいなく入札中止となったものである。</p> <p>当該工事は西区新庁舎周辺道路の整備を目的とし、歩道整備や歩車道段差の解消を行うものである。また西区新庁舎開庁に向けて、現在施工中である近接工事との調整を行いながら施工する必要がある為、工事期間が限定されており、早期に着手しなければならない。</p> <p>入札中止となったことから、応札業者などに随意契約の依頼を行ったが、いずれも拒否されたため、平成29年、30年度に西管内舗装補修工事の受注実績がある上記業者に依頼をおこなったものである。同社は工事の実績も多数有することから、円滑・迅速かつ確実な施工が期待できる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施工令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し、入札者がいないとき」に該当し、上記業者に随意契約を行い、早期の工事着手を図るものである。</p> |                              |
| 担当部署<br>(問い合わせ先)   | 建設局西建設事務所(電話番号 078-912-3750) |